

# いじめ防止基本方針

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。そして「自ら学び 心身ともに しなやかで たくましい生徒の育成」を目指す。

(定義)第2条 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

## めざす生徒像

○ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする生徒。

○ 規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。

### PTAとの連携

- ・PTA総会
- ・評議員会
- ・生活指導部会
- ・学年、学級PTA
- ・課外クラブ振興会

### いじめ対策委員会

- ・校長・教頭
- ・生徒指導主事
- ・学年生徒指導担当
- ・養護教諭
- ・人権教育担当
- ・特別支援教育  
コーディネーター
- ・SC
- ・学校相談員
- ・(PTA会長)

### 関係機関との連携

- ・教育委員会
- ・警察
- ・子育てサポート課
- ・子どもみらい課
- ・教育研究所
- ・児童相談所
- ・法務局
- ・医療機関
- ・民生委員
- ・スクールサポーター
- ・学校評議員

### 生徒会との連携

- ・あいさつ運動

- FPKO委員会**
- ・命を考える集会
  - ・アンケート活動
  - ・人権・平和集会
  - ・心に灯をともし会
  - ・学年平和集会

## いじめ防止に向けての基本姿勢

○ いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。

○ 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。

○ いじめの未然防止・早期発見のために毎月定期的に生活アンケートを実施し気になる生徒については個人面談を行う。いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進するものとする。

○ 生徒会組織のFPKOによる。いじめ未然防止・早期発見のため、人権集会の実施により、生徒相互の人権意識の向上に努める。

○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。

○ 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあっては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

## いじめ発生時の対応

生活アンケートへの記載や、教職員の認知、本人・保護者からの訴えなどによりいじめが発覚したら、共通理解を計り、担任を中心に学年全体で聞き取りなどの初期の対応を行う。被害生徒については、SCなどを活用した支援を行う。加害生徒については、毅然とした態度で謝罪を含めた再発防止の指導を行う。学級や学年全体で傍観者とならない行動をとる必要性などを説く。

## いじめ重大事態への対応

生命・心身・財産に重大な被害が生じた場合、相当の期間欠席することを余儀なくされた場合は、直ちに教育委員会に報告を行い、学校のいじめ対策委員会にて調査し、関係機関との連携を図りながら、被害生徒への支援と加害生徒への指導を行う。

## 年間計画

|   |                                |    |                        |
|---|--------------------------------|----|------------------------|
| 4 | いじめ防止基本方針の共通理解と周知<br>生徒情報の共通理解 | 10 | 生活アンケート                |
| 5 | 生活アンケート                        | 11 | 生活アンケート<br>三者面談・教育相談   |
| 6 | 生活アンケート                        | 12 | 生徒情報の共通理解              |
| 7 | 生活アンケート                        | 1  | 生活アンケート                |
| 8 | 三者面談<br>生徒情報の共通理解              | 2  | 生活アンケート                |
| 9 | 生活アンケート                        | 3  | 新入生引継ぎ・情報収集<br>年間の取組反省 |

## 関係機関と、相談機関一覧

いじめ相談ホットライン 0570-078310(全国)

長崎市子ども部子育て支援課 829-1270

長崎市教育研究所 0120-556-275

長崎県警少年課「ヤングテレフォン」 0120-786-714

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

長崎県教育センター「親子ホットライン」 0120-72-5311

長崎県中央児童相談所「子ども・家庭110番」 844-1117

長崎いのちの電話 842-4343

こども総合相談 825-5624、822-8573

## いじめチェックリスト（当てはまるものが増えたら危険信号です）

|   |                                                                                       |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------|
|   | いじめられている子供が発するサイン                                                                     |
|   | 衣服が汚れている、衣服が破れている、体に傷やあざがある、保健室への出入りが多い                                               |
| ○ | おどおどしている、元気がない、視線が合わない、集中力が薄れている、肌を隠そうとする、異常に周りを気にする、友人関係が変わった、座席の周りにゴミが散乱している、靴隠しがある |
|   | 金銭の滞納がある、写真へのいたずらが発覚した、次々と物を購入している                                                    |
|   | いじめている子供が発するサイン                                                                       |
| ○ | 買った覚えのないものを持っている、帰りが遅くなる、言葉使いが荒くなる                                                    |
|   | 電話での応対が命令口調のことが多くなる、金銭感覚が変わる                                                          |